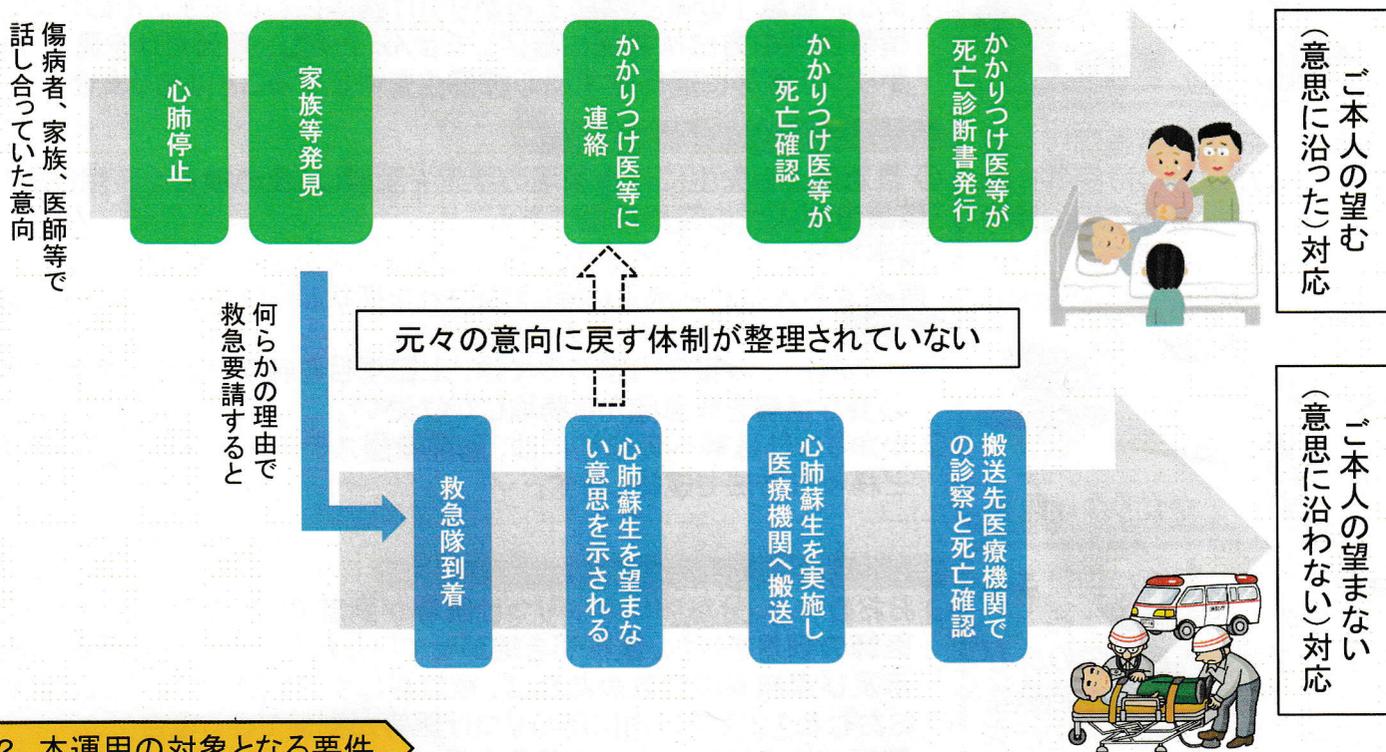


# 心肺蘇生を望まない傷病者への対応について

## 1 背景

- 人生の最終段階にある傷病者の中には、事前に家族等や医療・ケアチームと話し合い（ACP：愛称「人生会議」）、自分が心肺停止となった時に「心肺蘇生を実施しない意思」を持つ方がいます。
- 心肺停止時には、家族等関係者がかかりつけ医等に連絡して、御自宅等でお看取りをすることが話し合われていれば、本来ならば救急隊が介入することはありません。
- 実際には、慌ててしまった家族等関係者が救急要請する場合があります。
- 現行の制度では、救急隊は心肺蘇生を実施して医療機関に搬送することになります。
- こうした現状を踏まえて、可能な限り傷病者の意思を尊重できるように体制を整理しました。



## 2 本運用の対象となる要件

### 1 ACP実践下の成人で心肺停止状態にあること

#### 解説

ACPが行われていない場合は含まれません。未成年や心肺停止前の傷病者は含まれません。

### 2 傷病者が人生の最終段階にあること

#### 解説

回復不可能な疾病の末期、例えば悪性腫瘍の末期にある傷病者が対象となります。

### 3 傷病者本人に「心肺蘇生の実施を望まない意思」があること

#### 解説

家族等の意思ではなく、あくまでACPに基づく傷病者本人の意思があった場合が対象となります。

### 4 傷病者本人の意思決定に際し想定された症状と現症が合致していること

#### 解説

外因性（不慮の事故や窒息等）が疑われる心肺停止は、対象とはなりません。

- 救急隊から「かかりつけ医等」に連絡して、これらの項目を確認させていただき、心肺蘇生を中断し、「かかりつけ医等」又は「家族等」に傷病者を引き継ぐこととしました。
- 救急隊は、かかりつけ医等が上記項目を判断するために必要な情報を伝達します。